

別記3 先駆的モデル支援タイプ(案)

I 共通事項

第1 目的

地域農業者の減少や天候不順の多発等を克服しながら国産品への需要を満たす生産・供給主体の確保が急務であるため、拠点となる事業者が連携する生産者の作業支援など様々な機能を発揮しつつ、安定的な生産・供給を実現しようとする先駆的モデルの育成が必要である。

このため、「協働事業計画に係る承認規程」(令和2年1月21日付け元生産第1539号農林水産省生産局長通知。以下「承認規程」という。)に基づき承認された協働事業計画に定める取組に対して支援する。

第2 取組の内容等

1 取組の内容

先駆的モデル支援タイプ(以下「本対策」という。)での取組の内容は、Ⅱの第1、Ⅲの第1に定めるところによるものとする。

2 対象品目

本対策の交付の対象となる対象品目は、野菜、果樹、花き、土地利用型作物及び畑作物・地域特産作物とする。

3 事業実施計画の基準、成果目標の基準及び目標年度

(1) 事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする拠点事業者(承認規程第2に規定する拠点事業者をいう。以下同じ。)又はコンソーシアム(推進事業を複数の拠点事業者が実施する場合にあっては、供給調整機能を有する主たる拠点事業者が代表するものとする。)(以下本対策において「事業実施主体」という。)が協働事業計画に位置付けられた取組内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

ア 協働事業計画の目標達成に向けて取り組む事業内容に関すること。

イ 事業により期待される効果に関すること。

ウ 事業実施の成果目標に関すること。

(2) 成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき基準は、Ⅱの第3、Ⅲの第4に定めるところによるものとする。

(3) 目標年度

目標年度は、協働事業計画終了後の翌々年度とする。

4 面積要件

面積要件は、本要綱別記1のⅡ-1の第2の4の(5)のとおりとする。

5 取組の実施期間

1年とする。

第3 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成及び提出

(1) 事業実施主体は、別紙様式1号の2に定める事業実施計画を作成し、協働事業計画を添付して別紙様式2号の2により地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下本対策において同じ。)に提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

ただし、別に定める公募要領により選出された交付金候補者については、事業実施計画の協議を行ったものとみなす。

- (2) 事業の範囲が複数の地方農政局等（北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局、地方農政局をいう。以下本対策において同じ。）の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出するものとする。事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

なお、事業実施主体が、特認団体の場合には、事業実施計画と合わせて別紙様式3号の2に定める特認団体協議書を提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

- (3) 地方農政局長等は、事業実施計画の提出を受けた場合は、その内容を審査するとともに、協働事業計画に記載された取組内容との整合性を確認し、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し、申請者に通知するものとする。

- (4) 成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更にあっては、重要な変更として、(1) から (3) までに準じた手続を行うものとする。

(5) 事業の着手

ア 本要綱第5第2項ただし書きの交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式2号の3により地方農政局長等に提出するものとする。

イ アにより交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

ウ 地方農政局長等は、アによる交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

2 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、毎年度、翌年度の6月末までに、別紙様式4号の2により地方農政局長等へ報告するものとする。

- (2) 地方農政局長等は、(1) による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。

- (3) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(1) 及び (2) に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

3 取組の評価

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別紙様式4号の2により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

- (2) 地方農政局長等は、(1) による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する

検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとともに、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、別紙様式6号の3に定める改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、評価検討委員会等に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、1の(4)の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- (4) 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

第4 拠点事業者及び連携者の役割

- 1 事業実施主体となる拠点事業者は、協働事業計画に定めた取組内容の実践のために、本対策を実施することができるものとする。本対策の実施に当たっては、協働事業計画の目標達成につながるものとなるよう取り組むとともに、それぞれの事業ごとに生産性や収益性の向上等に資するよう留意するものとする。
- 2 事業実施主体となる拠点事業者等は、協働事業計画の実現に当たって、先駆的モデルに向けた課題を整理し、これまで行ってきた取組の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講ずる取組がその解決に向けて効果的なものであることに加え、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意するものとする。
- 3 事業実施主体となる拠点事業者は、本対策実施により、次の(1)から(3)までのいずれかについて具備・強化を図るものとする。
 - (1) 生産安定・効率化機能（農業者が減少傾向にある中で、安定的な取組量を確保するための生産拠点地域・担い手不在地域への参入等を含む面積の拡大、農業用機械・施設の合理的配置・利用、農作業の分業・受託体制の構築、生産安定化・単収向上等のための技術の導入・定着、労働力の融通・省力化、農業生産を支援するサービスの活用等を行うことにより、連携者（拠点事業者が農業生産を行う場合にあっては、拠点事業者を含む。以下同じ。）の生産を安定化・効率化する機能をいう。以下同じ。）
 - (2) 供給調整機能（気象的要因等による生産量や出荷時期の変動が大きくなる傾向にある中で、実需者に対する供給の安定性を向上させるための加工・貯蔵施設や生産量を予測・調整するためのシステムの運営等を行うことにより、その変動を吸収し、実需者への供給を調整する機能をいう。以下同じ。）
 - (3) 実需者ニーズ対応機能（消費者のニーズが高度化する中で、実需者が求める農産物の安全・衛生、環境配慮、扱いやすい荷姿・配送頻度等のニーズを把握し、それらを踏まえて、連携者である生産者・産地全体での生産工程管理の実践の促進、加工適性、農産物の規格・容器・輸送システムの統一・簡素化等を行うことにより、実需者のニーズに的確に対応する機能をいう。以下同じ。）

第5 事業実施主体

- 1 推進事業及び整備事業の事業実施主体は、協働事業計画に位置付けられた拠点事業者であって、本要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(1)から(7)までに定める者又は拠点事業者が参画する本要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(8)のコンソーシアムとする。

- 2 本要綱別表1のⅢの事業実施主体の欄の(6)の「民間事業者」は、以下の(1)を必須とし、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、Ⅲの第1の2から5までを整備する事業実施主体においては、(2)を必須とする。
- (1) 拠点事業者となる場合にあっては、生産者・産地の支援、協力、指導及び育成の取組を行う業務経験や知見を有していること。
- (2) 以下のア及びイを満たすこと。
- ア 事業対象品目の農産物を生産者又は生産者団体（当該民間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。）から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。
- イ 複数の生産者又は1以上の生産者団体との間で、事業実施から3年以上の期間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。）を締結していること、又はその見込みを有していること。
- (3) 事業対象品目を生産する生産者又は生産者団体の生産性向上や労働生産性向上等に資する技術を有し、生産者又は生産者団体の課題解決に協働で取り組むこと。
- 3 本要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(7)の「特認団体」は、次のいずれかの要件を満たすものとする。
- (1) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。
- (2) その他事業目的に資するものとして地方農政局長等が認める団体
- 4 本要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(8)の「コンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
- (1) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。
- (2) 整備事業を実施する場合は、施設整備を行う者が、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者とされていること。
- (3) 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。
- (4) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
- (5) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (6) 各年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

第6 指導推進等

国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

第7 電子情報処理組織による申請等

- 1 事業実施主体は、本要綱第8第1項の規定による交付の申請、第11の規定による申請の取下げ、第13第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第15第1項の規定による事業遅延の届出、第16第1項の規定による状況報告、第17第1項の規定による概算払請求、第18第1項の規定による実績報告、第18第4項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、別記3のIの第3の1の規定による事業実施計画の協議、特認団体の協議、事業実施計画の変更協議、交付決定前着手の届出、第3の2の規定による実施状況の報告、第3の3の規定による評価報告（以下「交付申請等」という。）については、原則、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うものとする。
- 2 事業実施主体は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、eMAFFにより提供する様式によるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた事業実施主体に対する通知、承認、指示及び命令については、eMAFFを使用する方法によることができる。
- 4 事業実施主体が第1項の規定により交付申請等を行う場合は、eMAFFのサービス提供者が別に定めるeMAFFの利用に係る規約に従わなければならない。

第8 留意事項

- 1 本対策に係る交付金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないこと等が交付金の交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該交付金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。
- 2 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。
- 3 モデル育成及びその全国的展開を図るためのデータ提供等への協力及び事業効果の検証に協力するものとする。
- 4 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。
ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。
- 5 スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。
- 6 本対策については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

Ⅱ 推進事業

第1 取組の概要

1 生産安定・効率化機能の具備・強化

(1) 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立

農作業・出荷作業の代行、農業用機械の合理的配置・利用、労働力の融通、労力集中時期の労働力確保体制の確立に資する調査、就労者の研修・指導等の取組。

(2) 生育予測システム等の導入

実需者等への安定的な供給体制の構築を図るため、気象データやほ場での生育状況調査等を活用した生育予測システム、出荷予測システムの導入等の取組。

(3) 種子・種苗等の供給体制の整備

実需者の求めに対応した品種の種子・種苗の導入を円滑に推進するための生産管理システムの導入、生産技術講習会等の取組。

(4) 新たな栽培技術等の導入・普及

低コスト・高品質化生産技術や農地・農作物等のデータの分析等の新たな栽培技術等の導入・普及、収穫機等に適合した新たな栽培方式の導入、機械の改良等の取組。

(5) 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化

人・農地プランの実質化（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）の2の（1）、同3、同4及び同5の（1）に規定する取組。以下同じ。）に伴い、集落内の話し合いの結果明らかになった課題への対応のための集落外部からの新たな担い手又は集落内の既存の担い手による農地等の追加的な引き受けに必要な取組。

2 供給調整機能の具備・強化

(1) 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立

品質を維持したままでの実需者等への安定供給や出荷量の平準化等を図るための予冷・貯蔵庫の導入及び冷凍等保存性の高い形態への加工等安定出荷体制の確立に必要な取組。

(2) 集出荷調整機能の高度化

安定的かつ効率的な流通体制の構築を図るための広域単位でのストックポイント活用等による集出荷調整機能の高度化に必要な取組。

3 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

(1) GAP・トレーサビリティ手法の導入

生産から流通までの安全・安心の確保のためのGAPやトレーサビリティの導入のための検討会、システム導入、マニュアルの作成等の取組。

(2) 新品種等現地適応性試験の実施

実需者が求める加工等適性が高い新品種、新技術等の導入の取組。

(3) 導入品種等の加工等適性試験

導入対象品種について、実需者等の要望する加工適性や消費段階での品質を評価するための検討会、加工適性試験等の取組。

(4) 品質管理、物流の効率化

実需者の求める規格・荷姿や配送頻度等に応えるため、品質管理・検査体制や共同集荷・配送システム、物流効率化に必要な資材等の導入等の取組。

(5) 高品質・低コスト流通システムの構築の取組

産地からの出荷形態、流通経路、現在の販売形態、収穫から消費に至る一貫した温湿度管理等の全体を網羅した流通システムの導入。

(6) 輸出対応型産地の育成

輸出先国・地域のニーズに合わせた新品種、栽培技術や品質保持技術等の導入、残留農

薬基準や検疫条件等の輸出先国・地域の規制に対応するために必要な技術の導入等の取組。

4 農業用機械等の導入及びリース導入

1 から 3 までの取組を行うに当たり、安定的な生産・供給対応できる拠点事業者等の育成又は連携する産地の体制強化に必要な農業用機械、農業用ハウス、C A コンテナ、機器等のリース等による導入。

5 効果増進・検証事業

1 から 3 までの取組を行うに当たり、取組効果の増進・検証に必要な以下の取組。
なお、事業実施後には効果増進・検証シートを提出するものとする。

(1) 計画策定及び効果検証の取組

(2) 技術等の実証の取組

6 その他事業の目的を達成するために必要な取組であって、農産局長が認めるもの。

第2 交付対象経費

1 本対策の交付対象経費（第1の4及び5の取組を除く。）は、別表7に掲げるとおりとし、本対策の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によってその金額が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別表7の費目ごとに整理するとともに、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

2 第1の5の取組における交付対象経費は、以下に掲げるものとする。

(1) 計画の策定及び効果検証に要する経費

別表7に掲げるもののうち、次のアからオまでの経費を交付対象とする。

ア 旅費

事業実施主体に属する職員、外部専門家に対する旅費

イ 謝金

講師に対する謝金等

ウ 事業費

消耗品費、印刷製本費、会場借料等

エ 役務費

分析・農作業の外部委託等を専ら行う経費

オ 雑役務費

事業を実施するために必要な手数料

(2) 技術実証に要する経費

ア 農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

生産安定・効率化機能の具備・強化等の技術実証の取組に必要な農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

イ 事業を実施するために必要なほ場の借り上げ経費

3 次の経費は、交付対象としない。

(1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(2) 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）の導入に要する経費

(3) 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(4) 毎年度必要となる資材の導入に係る経費

第3 成果目標

推進事業の成果目標は、事業実施計画に係る以下に掲げる成果目標からいずれか一つ設定するものとする。

- (1) 販売額又は所得額の10%以上の増加
- (2) 契約栽培の割合を10%以上増加させ、かつ、契約栽培の割合全体を50%以上とすること
- (3) 需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率を80%以上とすること
- (4) 労働生産性の10%以上の向上
- (5) 生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率の5%以上の削減

第4 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、別表8の「推進事業の配分基準について」より選定するものとする。

第5 交付対象基準

- 1 1 協働事業計画当たりの単年度の交付金の要望額は、5千万円を上限とする。
- 2 第1の3の(6)に取り組む者にあつては、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員であること。
- 3 第1の4に取り組む場合

(1) 共通

ア 事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

イ 交付の対象となる農業用機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

ウ 事業実施主体が、国庫補助事業により農業用機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

エ 本体価格が50万円以上の農業用機械等（アタッチメントを含む。）であること。

オ 原則、新品であること。

ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業用機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

カ 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

キ 農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本対策を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、Application Programming Interface（複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み。以下「API」という。）を自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を令和4年度末までに整備しているメーカーのものを選定すること。

(2) 農業用機械等を導入する場合

ア 交付対象は、経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業用機械等に限るものとする。

イ 農業用機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

ウ 農業用機械等の導入を行った場合は、本要綱第24に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に対して提出するものとする。

地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械等の利用状況を確認するとともに、本対策の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

エ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業用機械等を導入する場合については、次によるものとする。

a 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b 賃借料を徴収する場合は、原則として「(事業費－交付金)／当該農業用機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

c 貸借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないように留意するものとする。

(3) 農業用機械等をリース導入する場合

ア 農業用機械等のリース期間は、協働事業計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

イ リースによる導入に対する交付額（以下「リース料交付額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料交付額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×交付率（1／2 以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{「リース料交付額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times (\text{「リース期間」} \div \text{「法定耐用年数」}) \times \text{交付率（1／2 以内）}$$
$$\text{「リース料交付額」} = (\text{「リース物件購入価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」}) \times \text{交付率（1／2 以内）}$$

4 第1の5に取り組む場合

農業用機械等の導入実証を行う場合は、農業者、農業者の組織する団体、機械メーカー及び流通事業者等複数の者で構成された検討会を開催し、本対策の取組目標及び目標達成に向けた構成員の役割を明確にするものとする。

5 生産資材・機器等の導入に取り組む場合

(1) 交付対象は、生産事業モデルに対応できる拠点事業者の育成に必要な資材・機器等（パイプハウスのパイプ、生育予測システム等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。）の購入に要する経費とする。

- (2) 生産資材・機器等の導入に当たっては、選定について公正に行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。
- (3) 生産資材の導入支援を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

Ⅲ 整備事業

第1 交付対象とする取組の内容

協働事業計画の目標達成に必要な次の施設等の整備。

- 1 育苗施設
- 2 乾燥調製施設
- 3 穀類乾燥調製貯蔵施設
- 4 農産物処理加工施設
- 5 集出荷貯蔵施設
- 6 産地管理施設
- 7 用土等供給施設
- 8 農作物被害防止施設
- 9 生産技術高度化施設
- 10 種子種苗生産関連施設
- 11 有機物処理・利用施設

第2 対象地域

- 1 本対策の主たる受益地は、原則として、農用地区域及び生産緑地とする。
ただし、第1の9の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。
- 2 野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、市街化区域（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、耐用年数が10年以内（ただし、本要綱別記1のⅡ－1の第2の5の産地基幹施設等の基準に記載されているものを除く。）のものに限ることとする。

第3 上限事業費

整備事業の施設別の上限事業費は、本要綱別記1のⅡ－1の第2の4の（2）とし、その額を超える部分について、交付対象としないものとする。

第4 成果目標

整備事業の成果目標は、配分基準通知の別表1－1－①、③、④において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで設定すること。

なお、成果目標基準の設定に当たっては、以下のメニューとする。

- 1 土地利用型作物
- 2 畑作物・地域特産物
- 3 果樹
- 4 野菜
- 5 花き
- 6 国産原材料サプライチェーン構築
- 7 農産物輸出に向けた体制整備
- 8 みどりの食料システム戦略の推進
- 9 産地における戦略的な人材育成の推進

第5 交付対象基準

- 1 1 協働事業計画あたりの単年度当たりの交付金の要望額は、20億円を上限とする。

2 整備事業で整備する施設については、別記1のⅡ－1の第2の5に定める各施設ごとの交付対象基準を満たすものとする。

3 事業実施主体が、自己資金若しくはほかの交付により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。

4 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

5 施設の整備に当たっては、地方農政局長等は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

6 地方農政局長等は、Ⅰの第3の3による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下の（1）又は（2）に掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第6号の3に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

（1）施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

（2）処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

7 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合體施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

8 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、交付の対象外とするものとする。

9 施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。

10 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。

11 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

（1）貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあつても同様とする。

（2）事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。

- (3) 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。
- (4) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- (5) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

- 12 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。
- 13 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあつては、事業実施主体等が行った、販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要するものとする。
- 14 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。
- 15 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、地方農政局長等は、事業実施主体がその整備する施設を適切に衛生管理できる者であることを確認するものとする。
- 16 本対策により施設を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加えるものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施状況報告書の提出に併せて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

- 17 成果目標の達成に必要な改修等については、以下の条件を全て満たす場合に交付対象とすることができるものとする。
 - (1) 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
 - (2) 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
 - (3) 交付事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。
 - (4) 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。
- 18 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了後6年以内に整備ほ場を畑地化（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。）の別紙1に定める交付対象水田からの除外をいう。）することとする。
- 19 整備事業の交付対象経費や事務手続については、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食農2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知）を準用するものとする。

第6 留意事項

1 周辺環境への配慮

産地基幹施設（以下「施設」という。）の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

3 セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

4 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

5 PFI法の活用

本対策により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、PFI法の活用に努めるものとする。

6 管理運営

（1）管理運営

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

（2）管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

（3）指導監督

地方農政局長等は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、十分に指導監督するものとする。

（4）事業名等の表示

本対策により整備した施設等には、本対策名等を表示するものとする。

7 GAPへの対応

本対策において施設等を整備し、GAP認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

8 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状

況の自己点検に努めるものとする。

9 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、「科学技術基本計画」に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

別表 7 推進事業の交付対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る	・取得価格 50 万円未満のものに限るものとする。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
システム導入費		・本事業を実施するために直接必要なシステムの導入に係る経費	・取得価格 50 万円以上のシステムについては、見積書（当該システムを取り扱うのが 2 社以下の場合を除き、原則 3 社以上から取得すること）やカタログ等を添付すること。
賃金等		・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金、報酬等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金、報酬等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
給与		・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与	・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年 5 月 17 日法律第 29 号。以下「改正法」という。）」による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する会計年度任用職員を対象とする。

			・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
報酬		・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬	・改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・報酬については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
職員手当等		・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地	・改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。

		手当 ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当	・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、保冷設備、輸送機器、農業用機械 ・施設、ほ場等借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	
	消耗品費	○事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USB メモリ等の低廉な記憶媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した	

		コンソーシアム等の公印作成費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
	費用弁償	・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）をほかの者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが、必要かつ合理的 ・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。

役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費 ・事業を実施するために直接必要な農作業及び農地・農作物等のデータ分析を外部に委託する際に必要な経費並びに農業用機械等を用いたサービスの利用料	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙等の経費	

(注1) 上記の経費であっても以下の場合にあっては、認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

(注2) 交付対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともにほかの事業者の会計と区分することとする。

別表 8 推進事業の配分基準について

成果目標等に関するポイントの内容	
○目標値（以下の項目のうち、いずれか一つを選択すること）	
・販売額又は所得額の 10%以上の増加	
	20%以上・・・10 ポイント
	18%以上・・・8 ポイント
	15%以上・・・6 ポイント
	13%以上・・・4 ポイント
	10%以上・・・2 ポイント
・契約栽培の割合を 10%以上増加させかつ契約栽培の割合全体を 50%以上とすること	
	20%以上・・・10 ポイント
	18%以上・・・8 ポイント
	15%以上・・・6 ポイント
	13%以上・・・4 ポイント
	10%以上・・・2 ポイント
・需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率	
	100%以上・・・10 ポイント
	95%以上・・・8 ポイント
	90%以上・・・6 ポイント
	85%以上・・・4 ポイント
	80%以上・・・2 ポイント
・労働生産性の 10%以上の向上	
	20%以上・・・10 ポイント
	18%以上・・・8 ポイント
	15%以上・・・6 ポイント
	13%以上・・・4 ポイント
	10%以上・・・2 ポイント
・生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率を 5 %以上削減	
	15%以上・・・10 ポイント
	13%以上・・・8 ポイント
	10%以上・・・6 ポイント
	8 %以上・・・4 ポイント
	5 %以上・・・2 ポイント

強い農業づくり総合支援交付金 (先駆的モデル支援タイプ) 事業実施計画【推進事業】

(強い農業づくり総合支援交付金 (先駆的モデル支援タイプ)
実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

所 在 地：

1. 事業実施主体名及び対象品目

事業実施主体名	対象品目

2 事業実施主体の概要

代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※生産安定・効率化機能の具備・強化のうち輸出対応型産地の育成（別記3のⅡの第1の3の（6）の取組）を実施する場合は、以下も記載。

輸出事業計画登録者	所属・役職	
	氏名	

（注）輸出事業計画に登録している者を記入。

3. 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	増減又は割合		

（注）別記3のⅡの第4の成果目標の欄から設定した目標を記載。

4. 総括表

支援メニュー	総事業費	負担区分			備考欄
		交付金	自己資金	その他	
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化					
ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調全体制の確立					
イ 生育予測システム等の導入					
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備					
エ 新たな栽培技術等の導入・普及					
オ 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化					
(2) 供給調整機能の具備・強化					
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立					
イ 集出荷調整機能の高度化					
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化					
ア G A P・トレーサビリティ手法の導入					
イ 新品種等現地適応性試験の実施					
ウ 導入品種等の加工等適性試験					
エ 品質管理、物流の効率化					
オ 高品質・低コスト流通システムの導入					
カ 輸出対応型産地の育成					
(4) 農業用機械等の導入及びリース導入					
(5) 効果増進・検証事業					
ア 計画策定及び効果検証の取組					
イ 技術等の実証の取組					
(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組					
合 計					

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

5. 事業実施経費

事業内容	金額（円）	内訳	備考（経費の必要性と当該事業の関連性等）
（１）生産安定・効率化機能の具備・強化			
ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立			
費 目			
イ 生育予測システム等の導入			
費 目			
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備			
費 目			
エ 新たな栽培技術等の導入・普及			
費 目			
オ 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化			
費 目			
（２）供給調整機能の具備・強化			
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立			
費 目			
イ 集出荷調整機能の高度化			
費 目			
（３）実需者ニーズ対応機能の具備・強化			
ア G A P・トレーサビリティ手法の導入			
費 目			
イ 新品種等現地適応性試験の実施			
費 目			
ウ 導入品種等の加工等適性試験			
費 目			
エ 品質管理、物流の効率化			
費 目			
オ 高品質・低コスト流通システムの導入			
費 目			
カ 輸出対応型産地の育成			
費 目			
（４）農業用機械等の導入及びリース導入			
費 目			
（５）効果増進・検証事業			
ア 計画策定及び効果検証の取組			
費 目			
イ 技術等の実証の取組			
費 目			
（６）その他事業の目的を達成するために必要な取組			
費 目			
合 計			

（注１）「備考」欄には、単価、人数等の根拠（資料名等）について具体的に記載すること。

（注２）「費目」欄には、別記３のⅡの別表７に掲げる費目を記入すること。

（注３）適宜、行を追加して記入すること。

別紙様式 1 号の 2 別添 2

1. 生産安定・効率化機能の具備・強化

(1) 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調全体制の確立

① 労働力調全体制の確立に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考

(2) 生育予測システム等の導入

① 生育予測システム等の導入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(3) 種子・種苗等の供給体制の整備

① 供給体制の整備に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ 講習会等の開催

開催時期	開催場所	参加予定者	講習会等の内容	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(4) 新たな生産技術等の導入・普及

① 新たな生産技術等の導入・普及に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ 新たな生産技術等の普及に必要な取組

実施時期	実施場所	普及を行う技術等	対象者	普及の目的、方法	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(5) 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化

① 担い手不在地域・農地等の参入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

添付書類 人・農地プランや農地台帳等、担い手不在地域や拠点事業者等の農地の利用集積状況がわかるもの

別紙様式 1 号の 2 別添 3

2. 供給調整機能の具備・強化

(1) 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立

① 安定出荷体制確立のために必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(2) 集出荷調整機能の高度化

① 集出荷調整機能の高度化のための調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

別紙様式 1 号の 2 別添 4

3. 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

(1) G A P ・ トレーサビリティ手法の導入

① 講習会等の開催

開催時期	開催場所	参加予定者	講習会等の内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ マニュアル等の作成

マニュアル等の名称	作成時期	作成部数	配布対象	内容	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(2) 新品種等現地適応性試験の実施

① 実需者の要望等調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(3) 導入品種等の加工等適性試験

① 実需者等への調査の実施

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 品質評価等の検討会

開催時期	開催場所	検討会の構成	検討会の内容	備考

③ 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(4) 品質管理、物流の効率化

① 実需者が求める荷姿等に関する調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(5) 高品質・低コスト流通システムの導入

① 高品質・低コスト流通システムの導入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(6) 輸出対応型産地の育成

① 想定する輸出先国・地域及び対象品目

輸出先国・ 地域名		対象品目名	

② 輸出拡大に当たっての課題

--

※①の輸出先への対象品目の輸出拡大を図るに当たって生じている課題のうち、本取組で対応する課題を記載する。

③ 課題解決に必要な取組

--

※課題解決のために本取組で取り組む技術実証等の内容（名称等）を、課題解決にあたり成果目標にどのように寄与するかを含めて記載する。なお、実証技術等の詳細な説明は資料の添付をもって代えることができる。

④ 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

⑤ スケジュール

実施時期	取組内容	備考

※検討会を含め、本取組で取り組む内容を時系列に記載する。

別紙様式 1 号の 2 別添 5

4. 農業用機械等の導入及びリース導入

(1) 農業用機械等の導入計画

対象機械	機種名		数量		台
	型式名				
	対象作物				
	利用面積				
	現有機の有無 (有の場合:能力・取得年 月・台数など)				
購入価格(税抜き) [1]		(円)			
うちオプション分 (税抜き)		(円)			
購入価格(税込み) [2]		(円)			
購入費交付申請額 [3]		(円)			
購入物件保管場所					
備考					

注1: 「購入価格(税抜き)」欄には、下取り価格又は処分益(税抜き)を控除した価格を記入してください。

注2: 「購入費交付申請額」欄には、 $[1] \times 1/2$ 以内の額を記入してください。

注3: 「備考」欄には、下取り価格又は処分益(税抜き)を記入してください。

注4: 別紙の調書に必要事項を記入の上、併せて提出してください。

注5: 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等(全社分)
- ② 農業用機械の導入にあっては、費用対効果分析
- ③ その他地方農政局長等が必要と認める資料

(2) 資材の導入計画

取組内容					備考
具体的内容（資材の名称等を具体的内容を記載）	個数、面積又は員数等	単価	事業費 （円）	うち交付金申請額 （円）	
合計					

注： 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等（全社分）
- ② その他地方農政局長が必要と認める資料

(3) 農業用機械等のリース導入

①リース内容

品目名	機械・施設名	仕様 製造会社名 型 式	台数・面積	機械・施設管理者	保管・設置場所	備考

注:対象農業用機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械・施設ごとに記入すること。

②導入する農業用機械等の規模決定根拠

農業用機械等 の名称	リース物件価格 (千円)	リースする農業用機械等の選定理由及び規模決定の根拠	備 考

注1:「リース物件価格(千円)」の欄には、リースする農業用機械等の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記入すること。

注2:「リースする農業用機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業用機械等の能力を決定(導入する農業用機械等の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる農業用機械等の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

③リース事業者及びリース料の選定方法の計画

選定を行う事業者 (いずれかに○)	指名業者選定の考え方	備 考
機械等納入事業者 ・ リース事業者		
入札方式 (いずれかに○)		
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注:「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

④機械等のリース料等

リース期間	開始月～終了月（※１）		年	月	～	年	月	（月）	備 考	
	リース借受日から○年間（※２）						（年）			
リース物件取得予定価格（消費税抜き）	①								（円）	
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）	②								（円）	
リース料交付申請額	③								（円）	
リース諸費用（消費税抜き）	④								（円）	
消費税	⑤								（円）	
事業実施主体負担リース料（消費税込み） ①－②－③＋④＋⑤									（円）	
リース料交付申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること（使用した算式に○を記入すること）。 I リース物件価格 × リース期間 / 法定耐用年数 × 1/2 以内 II （リース物件価格 － 残存価格）× 1/2 以内										

注１：※１及び※２については、いずれかを記入すること。

注２：リース事業者の見積書の写し、費用対効果分析、その他地方農政局長が必要と認める資料等を添付すること。

注３：複数の機械・施設をリース導入する場合、表を追加し、機械・施設ごとに記載すること。

（４）その他事業の目的を達成するために必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(5) 「農業分野におけるA I データ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	実施状況報告時

※「農業分野におけるA I データ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約を予定又は締結した場合は、チェックをすること。

(6) オープンAPIへの対応

トラクター、コンバイン又は田植機の導入又はリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を

☐ 整備している

☐ 整備していない

(参考) APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している農機メーカー
(令和5年9月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)
国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、
CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company(John Deere)、
SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※ データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができないかご検討ください。導入状況によってはメーカーの選択理由を尋ねる場合がございます。

別紙様式 1 号の 2 別添 6

5. 効果増進・検証事業

(1) 計画策定等に要する経費

事業実施 主体名	目 的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費				備考
						(円)	国費	自己資金	その他	
合計										

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(2) 効果検証等に要する経費

事業実施 主体名	目 的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費				備考
						(円)	国費	自己資金	その他	
合計										

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(3) 技術等の実証に要する経費

地区名	事業実施 主体名	対象 作物名	実証等 の規模	実証等 の目的	実証等の 実施場所	事業内容 (実証リース機械(能力、台数)等)	総事業費				備考
							(円)	国費	自己資金	その他	
計											
計											
合計											

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

効果増進・検証シート

1. 総括表

事業実施主体名	対象品目	実施年度	取組の内容	備考

2. 各取組の内容等

(1) 計画の策定の取組

実施時期	取組内容	取組の効果検証	今後の展開等	備考

(2) 効果検証の取組

実施時期	取組内容	取組の効果検証	今後の展開等	備考

(3) 技術実証の取組

実施時期	技術実証の内容	実証に用いた機器等	取組の効果検証	今後の展開等	備考

強い農業づくり総合支援交付金 (先駆的モデル支援タイプ) 事業実施計画書【整備事業】

(強い農業づくり総合支援交付金(先駆的モデル支援タイプ)
実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

所 在 地：

整備事業の明細票

1 事業の目的・効果等

ア 事業の目的

※目標達成のために問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。
※本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、目標達成にどのように資するか等具体的に記載。
※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

2 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状（○年度）		目標（○年度）		備考
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	kg	ha	kg	

3 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 ○○年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（○○年）	目標値（○○年）	増減又は割合		

4 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	市 町 村 番地	m ²		

5 施設利用計画等

ア 施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容 (区分、構造、規格、能力等)	現状 (○年度)	取組後					
				事業実施年 (○年度)		2 年目 (○年度)		3 年目 (○年度)	
			処理量	処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			0 kg	0 kg	0 %	kg	%	kg	%

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注3) 既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量／目標年度の処理量）の欄には上段に導入する施設の数値を、下段に括弧書きで全体施設の数値を記入すること。

イ 施設収支計画

現状 (○年度)				取組後											
				事業実施年(○年度)				2年目(○年度)				3年目(○年度)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

ウ 施設の貸付に関する計画（事業実施主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		(例) 〇〇運営組合	(例) 年間通じて貸付 水稲収穫期		(例) 通常の保管場所 整備点検の実施者

(注) 貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

6 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (出荷量、処理量)	過去3カ年の実績						整備年	事業名 (補助事業を活用した場合)
			3年前（〇年度）		2年前（〇年度）		前年度（〇年度）			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

(注1) 既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注3) 「利用率」の欄は、施設の規模・能力（処理量）に対する実績処理量の割合を記入すること。

7 事業費

施設名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費					完了(予定) 年月日	費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備考
		(円)	交付金	都道府県費	市町村費	その他			

(注1)設計金額、設計書その他地方農政局長等が必要と認める書類を添付すること。

(注2)費用対効果分析に当たっては、費用対効果分析通知に定める方法で行うこと。

8 上限事業費(上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入)

施設名	総事業費 A+B	うち上限事業費対象事業費 A (上限事業費)	上限事業費対象外事業費 B (上限事業費対象外事業内訳)	備考
	千円	千円 上限事業費対象の単位当たり事業費 千円／ha,t,m ² 等 (上限事業費) 千円／ha,t,m ² 等	千円	

(注1)施設名は、本要綱別記1のⅡ-1の5に定める施設とする。

(注2)上限事業費対象事業費Aの欄は、本要綱別記1のⅡ-1の4の(2)に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。

(注3)上限事業費対象事業費Aの欄の下段(上限事業費)は、導入する施設の本要綱別記1のⅡ-1の4の(2)に定める上限事業費を記入する。

(注4)上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、選果機を導入する場合は、荷受、箱詰め、出荷に係る設備を含むものとする。

(注5)上限事業費対象外事業費Bの欄は、補助対象外事業費、消費税、設計費等とする。

(注6)上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

9 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

10 出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	現状	取組後				
		1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	5年目 (○年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務
	円	円	円	円	円	円
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務

11 輸出の取組計画

目標年度における国別出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	輸出先国				
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
	kg	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円	円

○添付書類

- ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程
⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨その他地方農政局等が必要と認める資料等

別紙様式 2 号の 2（別記 3 の第 3 の 1 の（1）関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿

（北海道にあつては、北海道農政事務局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

〇〇年度強い農業づくり総合支援交付金（先駆的モデル支援タイプ）
事業実施主体計画の（変更）協議について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）別記 3 の第 3 の 1 の（1）に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注） 1 関係書類として、別紙様式 1 号の 2 の事業実施計画を添付すること
2 特認団体の協議にあつては別紙様式 3 号の 2 の特認団体協議書を添付すること
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあつては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式2号の3（別記3の第3の1の（5）関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

〇〇年度強い農業づくり総合支援交付金（先駆的モデル支援タイプ）
交付決定前着手届について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記3の第3の1の（5）に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

別紙様式 3 号の 2（別記 3 の第 3 の 1 の（2）関係）

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること
2 事業実施主体の事業実施計画書を添付すること
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること
4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
5 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式4号の2（別記3の第3の2の（1）及び3の（1）関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

強い農業づくり総合支援交付金（先駆的モデル支援タイプ）の事業実
施状況報告（評価報告）（〇〇年度）

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務
次官依命通知）別記3の第3の〇の（〇）^{（注3）}の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注）1 関係書類として、別紙様式1号の2を添付すること
2 別記3の第3の2の（2）及び3の（2）による改善措置を講じた場合は、改善措置内
容についても、あわせて報告すること
3 事業実施状況報告の場合は、別記3の第3の2の（1）、評価報告の場合は、別記3の第
3の3の（1）を記載すること。

(別紙3)

費用対効果分析指針（先駆的モデル支援）

費用対効果分析指針（先駆的モデル支援）は、強い農業づくり総合支援交付金のうち先駆的モデル支援タイプを目的とする取組（以下「本事業」と総称する。）に係るものとする。

1 効果と費用の比較方法

（1）投資効率の算定

ア 本事業を実施しようとする事業実施主体は、次に掲げる施設等の導入を行う場合において、投資効率を算定することとする。

- ① 育苗施設
- ② 乾燥調製施設
- ③ 穀類乾燥調製貯蔵施設
- ④ 農産物処理加工施設
- ⑤ 集出荷貯蔵施設
- ⑥ 産地管理施設
- ⑦ 用土等供給施設
- ⑧ 農作物被害防止施設
- ⑨ 生産技術高度化施設
- ⑩ 種子種苗生産関連施設
- ⑪ 有機物処理・利用施設
- ⑫ 農業機械

イ 投資効率は、次式に示すとおり、総事業費とアに掲げる施設等の導入によって得られる年総効果額を資本還元したものにより算定するものとする。

なお、既存施設の廃用に伴う損失がある場合には、総事業費と妥当投資額から廃用損失額（デッドコスト）を控除した額とを対比することにより算定するものとする。

$$\text{投資効率} = \{ (\text{年総効果額} \div \text{還元率}) - \text{廃用損失額} \} \div \text{総事業費}$$

ウ 鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合にあっては、当該施設での業務に従事する者の効果も算入できるものとする。

エ 遠隔離島に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合にあっては、立地条件により建設コストが相当程度増加することが明らかな場合には、当該施設に係る投資効率の算定を要さないものとする。

（2）総効果額の算定

ア 施設等ごとの年総効果額の算定

年総効果額は、施設等ごとに次のイの（a）から（j）までの該当効果項目の年効果額を合算して算定するものとする。

なお、本事業及び持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年〇月〇日付け〇〇

農産第〇〇号農林水産事務次官依命通知）に規定する各取組（以下「持続的生産強化対策事業」という。）を同時に実施する場合において、当該持続的生産強化対策事業の効果が施設整備の効果と一体不可分であるときに限り、持続的生産強化対策事業の効果も含めて年効果額を算出することができるものとする。

（a）育苗施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果
＋その他の効果

（b）乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋物流合理化効果
＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋その他の効果

（c）農産物処理加工施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋副産物産出効果
＋生産力維持効果＋雇用創出効果＋地域関連産業波及効果＋その他の効果
（雇用創出効果及び地域関連産業波及効果は、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物
処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ見
込むことができるものとする。）

（d）集出荷貯蔵施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋物流合理化効果
＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋その他の効果

（e）産地管理施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果
＋被害防止生産安定効果＋その他の効果

（f）用土等供給施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果
＋その他の効果

（g）農作物被害防止施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果
＋被害防止生産安定効果＋その他の効果

（h）生産技術高度化施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果
＋その他の効果

（i）種子種苗生産関連施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果
＋その他の効果

（j）農業機械

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果
＋その他の効果

イ 各効果の算定方法

（a）生産コスト節減効果

生産コスト節減効果は、施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化す

ることに伴って作物の生産に要する費用（コスト）が節減される効果とし、その額は、労働費、諸資材費、維持管理費等の年増減額とする。

$$\text{年効果額} = (\text{事業実施前の（労働費} + \text{光熱動力費} + \text{諸資材費} + \text{維持管理費）}) \times \text{生産規模拡大率} \\ - (\text{事業実施後の（労働費} + \text{光熱動力費} + \text{諸資材費} + \text{維持管理費）})$$

- i 農業廃棄物の処理に係るコスト節減については、次の算定式を用いる。（対象：農業廃棄物処理施設）

なお、この場合における「事業実施前の処理コスト及び輸送単価」は、地方公共団体又は処理業者への処理委託費及び指定場所までの輸送費の標準的単価とする。

また、処理コスト単価と輸送単価を区分できない場合には、「処理コスト単価」とあるのは、「処理コスト及び輸送単価」とする。

$$\text{年効果額} = \text{事業実施前の処理コスト及び輸送単価} \times \text{事業実施前の処理量} \times \text{生産規模拡大率} \\ - \text{事業実施後の処理コスト単価} \times \text{事業実施後の処理量}$$

- ii 導入施設で供給される資材を利用することによる受益農業者におけるコスト節減については、次の算定式を用いる。（対象：用土等供給施設、種子種苗生産関連施設）

$$\text{年効果額} = \text{事業実施により使用量を減少させる資材の節減額} - \text{事業実施により使用量を増加させる資材の増加額}$$

- iii 導入施設における作業以外の事業実施関連作業について、土地利用型作物に係る施設については、作業受委託の拡大等によりコスト節減がなされる場合、次の算定式を用いる。

$$\text{年効果額} = (\text{各経営（作付け）規模階層の作業面積} \times \text{各経営（作付け）規模階層の作業コスト}) \text{についての事業実施前の合計額} \times \text{生産規模拡大率} - (\text{各経営（作付け）規模階層の作業面積} \times \text{各経営（作付け）規模階層の作業コスト}) \text{についての事業実施後の合計額}$$

- iv 導入施設における作業以外の事業実施関連作業について、土地利用型作物以外に係る施設については、経営規模の拡大によりコスト節減がされる場合、次の算定式を用いる。

$$\text{年効果額} = (\text{各経営（作付け）規模階層の作業面積} \times \text{各経営（作付け）規模階層の作業コスト}) \text{についての事業実施前の合計額} \times \text{生産規模拡大率} - (\text{各経営（作付け）規模階層の作業面積} \times \text{各経営（作付け）規模階層の作業コスト}) \text{についての事業実施後の合計額}$$

- v 営農の作業の一部を担わず、新技術又は新品種の実証のみを実施する施設については、導入施設での新技術実証等の効果を受ける受益農家における生産コスト節減効果を算定するものとする。

(b) 品質向上効果

品質向上効果は、施設等の導入により発生する作物の質的向上に関する効果とし、その額は作物の品質の向上等に伴う販売総額の年増減額とする。

$$\text{年効果額} = \text{事業実施後の生産量} \times (\text{事業実施後の販売単価} - \text{事業実施前の販売単価})$$

i 新技術又は新品種の実証のみを実施する施設については、導入施設での新技術実証等の効果を受ける受益農家における品質向上効果を算定するものとする。

ii 種子種苗生産関連施設は、導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者における品質向上効果についても算定するものとする。

iii 処理加工施設の場合は、次の算定式を用いる。

なお、これにより算定した効果には生産力増加効果を含むため、以下の算定式において導入施設対象品目に係る生産力増加効果は算定しないものとする。

（i）農産物を処理加工する場合

年効果額＝事業実施後加工品出荷量×事業実施後加工品販売予定単価－事業実施前
の出荷量×事業実施前平均販売単価

（ii）事業実施前から処理加工していたものを、事業実施後処理加工量を増加する場合

年効果額＝事業実施後加工品出荷量×事業実施後加工品販売単価－事業実施前加工品販
売量×事業実施前加工品販売単価

（c）生産力増加効果

生産力増加効果は、施設等の導入により発生する作物の量的増加に関する効果とし、その額は、作付面積の増減、単位面積当たり収量の増減等に伴う販売総額の年増減額とする。

年効果額＝事業実施前販売単価×（計画生産量－事業実施前生産量）×所得率－生産コスト
節減効果との重複額

i 営農の作業の一部を担わず、新技術又は新品種の実証のみを実施する施設については、導入施設での新技術実証等の効果を受ける受益農家における生産力増加効果を算定するものとする。

ii この場合における効果は、施設の導入による余剰労働力を活用することによって増産が可能となる導入施設対象品目以外の品目に係る生産力増加効果も対象とする。

iii 種子種苗生産関連施設は、導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者における生産力増加効果についても算定するものとする。

（d）物流合理化効果

物流合理化効果は、施設の導入により流通形態等が変化することに伴って流通費用が節減される効果とし、その額は人件費、倉庫借用費等を含む流通経費の年増減額とする。

年効果額＝事業実施後出荷量等×（事業実施前物流経費－事業実施後物流経費）

i 集出荷貯蔵施設（品質向上物流合理化施設及び穀類広域流通拠点施設を除く）の場合は、次の算定式を用いる。

年効果額＝事業実施後出荷量等×（事業実施前輸送費×生産規模拡大率－事業実施後輸送
費）

- ii 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、品質向上合理化施設、穀類広域流通拠点施設及び種子
種苗生産関連施設の場合は、次の算定式を用いる。

年効果額＝事業実施後処理量×事業実施後のバラ出荷率×（個袋入出庫経費－バラ出荷に係
る入出庫経費）＋事業実施後貯蔵量×倉庫作業経費

（e）副産物産出効果

副産物産出効果は、施設の導入により生み出されるもみがら等の副産物について堆肥等として利
用されることにより、新たな価値が生み出される効果とし、その額は、副産物の販売総額の年増減
額等とする。

年効果額＝副産物販売予定数量×副産物販売予定単価－事業実施前の副産物販売額

（f）生産力維持効果

生産力維持効果は、当該施設等を導入しなかった場合に見込まれる地域の農業所得の減少が阻止
されることに関する効果とし、その額は、見込まれる農産物生産量の減少分に販売単価と所得率を
乗じることにより算定するものとする。

年効果額＝（事業実施前の作付面積－施設を導入しない場合の作付面積）×事業実施前の単
収×事業実施前の販売単価×所得率－生産コスト節減効果（労働時間）との重複

（g）被害防止生産安定効果

被害防止生産安定効果は、当該施設等を導入しなかった場合に見込まれる気象変動等を受けて地
域の農業所得の減少が軽減されることに関する効果とし、その額は、気象災害等により見込まれる
農産物所得減少額とする。

（対象：農産物被害防止施設）

年効果額＝（事業実施前における被害により出荷できなくなった量×事業実施前の販売単価
＋事業実施前における被害により品質が低下した量×事業実施前における被害に
よる販売単価下落額）－（事業実施後における被害により出荷できない量×事業
実施前の販売単価＋事業実施後における被害により品質が低下した量×事業実施
前における被害による販売単価下落額）

- i 気象変動による生産量の変動の縮小効果により生産安定化を図る施設については、上記の
計算式に事業実施前の10年間の気象災害割合を乗ずるものとする。

（h）雇用創出効果

i 農業雇用創出効果

農家雇用創出効果は、当該施設の整備によって農家の雇用が創出される効果とし、その額は、
農家又はその家族を雇用した際の人員の賃金の合計から、当該人員が当該施設での雇用により失
われることとなる、それまで得ていた賃金を差し引いた額とする。

なお、農家雇用創出効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設にお
いて、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定するものとする。

年効果額＝計画施設の収支計画において支出されることとなっている労務費・雇用費－雇
用により失われる経費

ii 雇用機会増加効果

雇用機会増加効果は、当該施設の整備によって農家及びその家族以外の雇用が創出される効果とし、農家及びその家族以外を雇用した際の人員の賃金の合計から、当該人員が当該施設での雇用により失われることとなる、それまで得ていた賃金を差し引いた額を効果額とする。

なお、雇用機会増加効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定し、該当地域以外の人員の雇用による効果は、地域関連産業波及効果において算定するものとする。

年効果額＝計画施設の収支計画において支出されることとなっている労務費・雇用費－雇用により失われる経費

(i) 地域関連産業波及効果

地域関連産業波及効果は、当該施設の整備により、地域の関連産業において収益の増加する効果とし、その額は、当該施設の整備に伴い、関連する産業において増益となる額とする。

なお、地域関連産業波及効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定するものとする。

年効果額＝計画施設の整備により地域の関連産業において増益する額

(j) その他の効果

(a) から (i) までに掲げる効果以外の効果であって、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能なものについて、効果の内容、算定方法等につき地方農政局長等（北海道にあつては農産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。）が適当と認めた場合にあつては、当該効果に係る年効果額を算定するものとする。

年効果額＝上記以外の効果であって、次の条件を満たす金額化が可能な効果

- i (a) から (i) までに掲げる効果と重複していないこと。
- ii 国内農業生産の維持及び増大に資する効果であること。

ウ 廃用損失額(既存施設残存価値)

本事業の実施により、耐用年数に達していない既存の施設を廃棄又は転用する場合は、廃用損失額を算出するものとし、施設ごとに次の算定式によるものとする。

廃用損失額 ＝ 既存施設の取得価格 × ①残存率
①残存率：(耐用年数－使用年数) ÷ 耐用年数

エ 還元率

(ア) 還元率はそれぞれの対策の年総効果額から妥当投資額を算定するために次式により算定する。

還元率 ＝ $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$

i＝割引率（資本の装備に必要な資金調達コストであり、費用と効果を現在価値化する時に用いる係数）

n＝総合耐用年数

割引率は0.04とする。

(イ) 総合耐用年数は、事業対象工種別事業費・耐用年数表により、次の算式により求めるものとする。

総合耐用年数 = ①事業費の合計 ÷ ②年事業費の合計

① 事業費の合計 : 各工種(施設、機械)の事業費を合計する。

② 年事業費の合計 : 年事業費を合計する。

工種名(施設、機械)	事業費①	耐用年数③	年事業費②=①／③
〇〇	①	③	②
××	:	:	:
△△	:	:	:
〇〇	:	:	:
××	①'	③'	②'
合 計	①の合計	総合耐用年数	②の合計

オ 耐用年数

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定めるところによる。

(3) 総事業費の算定

総事業費は、本事業において算定された効果額が、本事業のみにより効果を算定できる場合は、本事業の総事業費とする。

本事業以外の事業、施設等の効果が含まれる場合には、他の事業、他の施設等に係る事業費を加えた総事業費を計上することとし、事業効果の発生に係る施設等の導入のための投下資金の総額とする。

2 効果と費用の比較方法

別紙 1 の 2 の I の農業分野を準用するものとする。

2 効果と費用の比較表

I 農業分野

1の(2)のイの(ア)のaの各施設等について、効果と費用の比較を次の表に準拠して算出するものとする。
なお、1の(2)のイの(ア)のaの(k)の事業にあっては、「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について」
(平成19年3月28日付け18農振第1598号農村振興局企画部長通知)等を準拠して算出するものとする。

(1) 年効果総額
ア 生産コスト節減効果

事業対象作物	①事業実施前の作付面積 (ha)	②事業実施後の作付面積 (ha)	③生産規模拡大率 ②／① k =
			-
			-
			-
			-
合計	0	0	-

(ア) 施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果

作物又は作業の種類・規模階層	①農家での作業に係る削減労働時間 (hr／10a)	②事業前作付面積 (ha)	③農家での削減労働時間 ①*② (hr)	④労賃単価 (円／hr)	⑤農家での労働費の増減額 ③*④ (千円)	⑦導入施設運営に係る人件費 (千円)	年効果額 (⑤+⑥) * k - ⑦ (千円)
			0.0		0		
			0.0		0		
合計			0.0		0.0		0

③' 農家での削減労働時間計

⑥既存共同施設運営に係る人件費 (千円)

ii 光熱動力費

作物又は作業の種類・規模階層	①農家での作業に係る削減光熱動力費 (円/10a)	②事業前作付面積 (ha)	③農家での削減光熱動力費 ①*② (千円)	⑤導入施設運営に係る光熱動力費 (千円)	年効果額 (③' + ④) * k - ⑤ (千円)
			0.00		
			0.00		
合計			0.00		0

③' 農家での削減光熱動力費計

④既存共同施設運営に係る光熱動力費 (千円)

iii 諸資材費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減諸資材費					②事業実施前 作付面積 (ha)	③農家での削 減諸資材費 ①*② (千円)	⑤導入施設運営に 係る諸資材費 (千円)
	(円/10a)	袋・箱代 (円/10a)	肥料費 (円/10a)	農薬費 (円/10a)	その他 (円/10a)			
							0	
							0	
合 計							0	

③' 農家での削減諸資材費計

④既存共同施設 運営に係る諸資 材費 (千円)

年効果額 (③' +④) * k -⑤ (千円)
0

iv 維持管理費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減維持管理費				③導入施設の維持管理費			
	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)
	0				0			
	0				0			
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0

②既存共同施設 の維持管理費 (千円)

年効果額 (①+②) * k -③ (千円)
0

v 施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト削減効果計
(単位：千円)

i 労働費削減効果	0
ii 光熱動力費削減効果	0
iii 諸資材費削減効果	0
iv 維持管理削減効果	0
計	0

(イ) 農業廃棄物の処理に係るコストの削減効果
(農業廃棄物処理施設の場合)

作 目	①事業実施前 の処理単価	②事業実施前 の輸送単価	③事業実施前 の処理量	④事業実施前 のコスト (①+②)*③ (千円)	⑤新施設運営 コスト (千円)	年効果額 ④' * k -⑤ (千円)
	(千円/ t)	(千円/ t)	(t)			
				0		
				0		
合 計				0	0	0

④' 事業実施前のコスト計

(ウ) 導入施設で供給される資材を利用することによる受益農業者のコスト節減効果
(有機物供給施設の場合)

作 目	肥料削減			土壌改良資材削減			たい肥投入増加	
	①化学肥料削減 予定量 (袋/ha)	②化学肥料単 価 (円/袋)	③削減額 ①*②*⑩ (千円)	④土壌改良資 材削減予定量 (袋/ha)	⑤土壌改良資 材単価 (円/袋)	⑥削減額 ④*⑤*⑩ (千円)	⑦たい肥増加 予定量 (t/ha)	⑧たい肥購入 単価 (円/ t)
			0			0		
			0			0		
合 計	0	0	0	0	0	0		

③' 削減額計

⑥' 削減額計

⑨増加額 ⑦*⑧*⑩ (千円)	⑩事業実施後 面積 (ha)	年効果額 ③' +⑥' -⑨' (千円)
0		
0		
0	0	0

⑨' 増加額計

(用土等供給施設の場合)

作 目	購入用土等削減			自給用土等増加			⑦事業実施後 面積 (ha)	年効果額 ③' -⑥' (千円)
	①購入用土等 削減予定量 (袋/ha)	②購入用土等 単価 (円/袋)	③削減額 ①*②*⑦ (千円)	④自給用土等 増加予定量 (kg/ha)	⑤用土等購入 単価 (円/kg)	⑥増加額 ④*⑤*⑦ (千円)		
			0			0		
			0			0		
合 計			0			0	0	0

③' 削減額計

⑥' 増加額計

(種子種苗生産関連施設の場合)

作 目	自家採種種子等削減			購入種子等増加			⑦事業実施後 面積 (ha)	年効果額 ③' -⑥' (千円)
	①は種量 (k g / h a)	②自家採種種子 等に係る単価 (円/k g)	③削減額 ①*②*⑦ (千円)	④は種量 (k g / h a)	⑤購入種子等 単価 (円/kg)	⑥増加額 ④*⑤*⑦ (千円)		
			0			0		
			0			0		
合 計			0			0	0	0

③' 削減額計

⑥' 増加額計

(エ) 導入施設における作業以外の関連作業に係るコスト節減効果

作業名	
-----	--

(土地利用型作物(種子用を除く)に係る施設の場合)

経営(作付) 規模階層	①事業実施前 各規模階層 の作業面積 計(ha)	②規模階層別 平均作業コ スト (円/10a)	③事業実施前の 作業コスト計 ①*② (千円)	④作業委託 等予定面積 (ha)	⑤作業受託等 予定面積 (ha)	⑥事業実施後の各規 模階層の作業面積 計 ①-④+⑤ (ha)	⑦事業実施後の 作業コスト計 ②*⑥ (千円)	年効果額 ③' *k -⑦' (千円)
○ha未満			0.0			0	0	
○～○ha			0.0			0	0	
...			0.0			0	0	
○ha以上			0.0			0	0	
合計			0	0	0		0	0

③' 事業実施前の作業コスト計

⑦' 事業実施後の作業コスト計

(土地利用型作物以外に係る施設の場合)

経営（作付） 規模階層	①事業実施前 各規模階層 の作業面積 計（ha）	②規模階層別 平均作業コ スト （円/10a）	③事業実施前 の生産コスト計 ①*② （千円）	④事業実施後の 各規模階層 作業面積計 （ha）	⑤事業実施後 の生産コスト計 ④*② （千円）	年効果額 ③' * k - ⑤' （千円）
○ha未満			0.0		0	
○～○ha			0.0		0	
...			0.0		0	
○ha以上			0.0		0	
合計			0		0	0

③' 事業実施前の作業コスト計

⑤' 事業実施後の作業コスト計

(オ) 生産コスト節減効果合計

単位：千円

(ア) 施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果	0
(イ) 農業廃棄物の処理に係るコスト節減効果	0
(ウ) 導入施設で供給される資材を利用することによるコスト節減効果	0
(エ) 導入機械・施設における作業以外の関連作業に係るコスト節減効果	0
計	0

イ 品質向上効果
(ア) 生産農産物の品質向上効果

作 目	①事業実施後 作付面積 (h a)	②計画単収 (kg 本. 箱/10a) (いずれかに○)	③事業実施後 生産量 ①*② (kg 本. 箱) (いずれかに○)	④事業実施前 平均販売単価 (円/kg 本. 箱) (いずれかに○)	⑤事業実施後 販売予定単価 (円/kg 本. 箱) (いずれかに○)	⑥販売単価 差額 ⑤-④ (円/kg 本. 箱) (いずれかに○)	年効果額 ③*⑥ (千円)
			0			0	0
			0			0	0
			0			0	0
合 計	0.00		0			0	0

②の計画単収の具体的な 見込み方法	
----------------------	--

⑤の事業実施後の販売単価の 具体的な見込み方法	
----------------------------	--

(イ) 導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者の生産農産物の品質向上効果
(対象：種子種苗生産関連施設の場合)

作 目	①品種転換時 作付面積 (h a)	②計画単収 (kg/10a)	③計画生産量 ①*② (kg)	④事業実施前 平均販売単価 (円/kg)	⑤事業実施後 販売予定単価 (円/kg)	⑥販売単価 差額 ⑤-④ (円/kg)	年効果額 ③×⑥ (千円)
						0	0
						0	0
合 計	0		0			0	0

②の計画単収の具体的な 見込み方法	
----------------------	--

⑤の販売予定単価の具体的 見込み方法	
-----------------------	--

(ウ) 処理加工施設による品質向上効果
i 農作物を処理加工する場合

加工品名	作 目	①事業実施後 加工品販売量 (kg)	②事業実施後 加工品販売 予定単価 (円/kg)	③加工品販売 額 ①*② (千円)	④事業実施前 出荷量 (kg)	⑤事業実施前 平均販売単価 (円/kg)	⑥事業実施前 出荷販売額 ④*⑤ (千円)	年効果額 ③-⑥ (千円)
				0			0	0
				0			0	0
合 計				0			0	0

※これにより算定した効果には生産力増加効果を含むので、ここで得られた生産力増加効果は次のウ 生産力増加効果では、算定しないものとする。
※加工品販売単価に含まれる光熱水道費、人件費、副原料及び包装費等は生産コスト節減効果のマイナス効果として計上する。

②の販売単価の具体的見込 み方法	
---------------------	--

ii 事業実施前から処理加工していたものを、事業実施後処理加工量を増加する場合

加工品名	作 目	①事業実施後 加工品販売量 (kg)	②事業実施後 加工品販売 予定単価 (円/kg)	③加工品販売 額 ①*② (千円)	④事業実施前 加工品販売量 (kg)	⑤事業実施前 加工品販売 単価 (円/kg)	⑥事業実施前 加工品販売 額 ④*⑤ (千円)	年効果額 ③-⑥ (千円)
				0			0	0
				0			0	0
合 計				0			0	0

※これにより算定した効果には生産力増加効果を含むので、ここで得られた生産力増加効果は次のウ 生産力増加効果では、算定しないものとする。
 ※加工品販売単価に含まれる光熱水道費、人件費、副原料及び包装費等は生産コスト節減効果のマイナス効果として計上する。

②の販売単価の具体的 見込み方法	
---------------------	--

(エ) 品質向上効果合計

(単位：千円)

(ア) 生産農産物の品質向上効果	0
(イ) 導入施設から供給される資材を利用することによる効果	0
(ウ) 処理加工施設による効果	0
計	0

ウ 生産力増加効果

(ア) 施設等の導入による生産力増加効果

作 目	作付面積(ha)		単収(kg/10a)		⑤事業実施前 生産量 ①*③ (kg)	⑥事業実施後の 生産量 ②*④ (kg)	⑦増加生産量 ⑥-⑤ (kg)	⑧事業実施前平均 販売単価 (円/kg)
	①現況	②計画	③現況	④計画 (見込)				
					0	0	0	
					0	0	0	
					0	0	0	
					0	0	0	
合 計	0.00	0.00	0		0	0	0	

⑨所得率	⑩生産コスト節減効果(労働費)との重複			年効果額 ⑦*⑧*⑨ -⑩ (千円)
	⑪重複労働 時間 (hr)	⑫労賃単価 (円/hr)	⑪*⑫ (千円)	
			0	0
			0	0
			0	0
			0	0
			0	0

②の計画作付面積の具体的見込み方法	
-------------------	--

④の計画単収の具体的見込み方法	
-----------------	--

⑨の所得率算出の具体的な見込み方法	
-------------------	--

(イ) 導入施設で供給される資材(種子・種苗)を利用することによる受益農業者の生産力増加効果
(種子種苗生産関連施設の場合)

作 目	①作付面積 (ha)	単収(kg/10a)			⑤増加生産量 ①*④ (kg)	⑥事業実施前 販売単価 (円/kg)	年効果額 ⑤*⑥ (千円)
		②現況	③計画(見込)	④増減 ③-②			
				0	0		0
				0	0		0
合 計	0.00				0		0

③の計画単収の具体的見込み方	
----------------	--

(ウ) 生産力増加効果合計 (単位: 千円)

(ア) 導入施設対象作物及び他作物に係る生産力増加効果	0
(イ) 導入施設により供給される資材を利用することによる生産力増加効果	0
計	0

エ 物流合理化効果

(ア) 集出荷貯蔵施設(品質向上物流合理化施設及び穀類広域流通拠点施設を除く)に係る輸送費の増減

作 目	出荷先	①事業実施前 出荷量 (ケース・トレー) (いずれかに○) (単位あたり重量) (kg)	②事業実施前 輸送費 (円/ケース・トレー) (いずれかに○)	③事業実施後 出荷量 (ケース・トレー) (いずれかに○) (単位あたり重量) (kg)	④事業実施後 輸送費 (円/ケース・トレー) (いずれかに○)	年効果額 (①*②*③-④) (千円)
						0
						0
						0
						0
						0
						0
合 計						0

(イ) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、品質向上物流合理化施設、穀類広域流通拠点施設及び種子種苗生産関連施設に係る物流経費の増減

作 目	①事業実施後 処理量	②バラ出荷比 率	③バラ出荷量 ①×②	④個袋入出庫 貸金単価	⑤フレコン又は純バラ入 出庫貸金単 価(円/t)	⑥貸金単価差額 ④-⑤	⑦入出庫費 低減額 ③*⑥ (千円)	⑧事業実施後貯蔵量 (t)
	(t)	(%)	(t)	(円/t)		(円/t)	(千円)	
			0			0	0	

⑨倉庫作業貸 金単価	⑩倉庫作業経 費低減額 ⑧*⑨	年効果額 ⑦+⑩
(円/t)	(千円)	(千円)
	0	0

(ウ) 物流合理化効果合計 (単位: 千円)

(ア) 輸送費低減効果	0
(イ) 乾燥調製施設等に係る物流経費低減効果	0
合 計	0

オ 副産物産出効果

副産物製品名	①事業実施前 に同じ副産 物を販売し ていた場合 の収益(千円)	②販売予定数 量 (t)	③販売予定 単価 (千円/ t)	年効果額 ②*③－① (千円)
				0
				0
合 計	0	0	0	0

カ 生産力維持効果
(ア) 農業生産を維持する効果

作 目	作付面積(ha)				④事業実施前 の単収 (kg/10a)	⑤減少生産量 ③*④ (kg)	⑥事業実施前 販売単価 (円/kg)
	①事業実施前	②機械・施設を導入しない場合の作付面積(見込)	②の把握方法及び作付減少の理由	③増減 ①－②			
				0		0	
				0		0	
				0		0	
合 計	0	0		0		0	

⑦所得率	⑧生産コスト節減効果(労働費)との重複			年効果額 (⑤*⑥*⑦－⑧) (千円)
	⑨重複労働 時間 (hr)	⑩労賃単価 (円/hr)	⑨*⑩ (千円)	
			0	0
			0	0
			0	0
			0	0

⑦の所得率算出の具体的な 見込み方法	
-----------------------	--

(イ) 土壌生産力を維持する効果
(小規模土地基盤整備の場合)

作 目	①事業実施前 作付面積	②事業実施前 単収	③事業を取り組 まない場合の 単収	④事業実施前 販売単価	⑤事業を取り組 まない場合の 販売単価	⑥事業実施前の 販売額 ①*②*④ (千円)	⑦事業を取り組ま ない場合の販売 額①*③*⑤ (千円)	年効果額 ⑥－⑦ (千円)
	h a	(kg/10a)	(kg/10a)	(円/kg)	(円/kg)			
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
合 計	0		0			0	0	0

③の事業を取り組まない場合の単収 具体的な見込み方法	
-------------------------------	--

⑤の事業を取り組まない場合の販売 単価の具体的な見込み方法	
----------------------------------	--

(ウ) 生産力維持効果計	(単位：千円)
(ア) 農業生産を維持する効果	0
(イ) 土壌生産力を維持する効果	0
計	0

キ 被害防止生産安定効果
(ア) 施設等の導入による気象災害等からの被害防止生産安定効果
(産地管理施設、農産物被害防止施設の場合)

作 目	事業実施前の被害の状況					
	①被害により 出荷出来な くなった量 (t)	②事業実施前 の平均販売 価格 (千円/t)	③被害により 品質低下し て出荷した量 (t /年)	④③の被害によ る平均販売単 価下落額 (千円/t)	⑤事業実施前 10年間に おける気象 災害の割合(%)	⑥事業実施前の 被害額 (①*②+③*④) *⑤ 千円
						0
						0
合 計	0					0

事業実施後の被害の見込み			年効果額 ⑥-⑨ (千円)
⑦被害により 出荷できな くなる量 (t /年)	⑧被害により 品質低下し て出荷する量 (t /年)	⑨事業実施後 の被害額 (⑦*②+⑧*④) *⑤ 千円	
		0	
		0	
0		0	0

(イ) 被害防止生産安定効果計

(ア) 施設等の導入による気象災害等からの被害防止生産安定効果	0
計	0

ク 雇用創出効果
(ア) 農家雇用創出効果

施設名	農家雇用人員 (人)	①計画賃金 (千円/年)	②当該施設での 雇用により 失われる収入 (千円/年)	年効果額 (千円) ③=①-②
				0
	計			0

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典

(イ) 雇用機会増加効果

施設名	雇用人員 (人)	①計画賃金 (千円/人・年)	②当該施設での雇用 により失われる収入 (千円/人・年)	年効果額 ③=①-② (千円)
	計			

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典

(ウ) 雇用創出効果計

(ア) 農家雇用創出効果	0
(イ) 雇用機会増加効果	0
計	0

ケ 地域関連産業波及効果

施設名 項目名	地域関連産業名	①現況取引額 (千円)	②計画取引額 (千円)	③利益率 (%)	年効果額 (千円) (②－①) × ③
					0
					0
計				0	0

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典

コ その他の効果

当該効果の内容	当該効果が発生する理由及び他効果との重複が無いことの確認

その他の効果合計 (単位：千円)	
効果名	
合 計	0

年総効果額 (単位：千円)	
ア 生産コスト節減効果	0
イ 品質向上効果	0
ウ 生産力増加効果	0
エ 物流合理化効果	0
オ 副産物産出効果	0
カ 生産力維持効果	0
キ 被害防止生産安定効果	0
ク 雇用創出効果	0
ケ 地域関連産業波及効果	#REF!
コ その他効果	0
合 計	#REF!

(2) 総合耐用年数の算出

設 備 名	①耐用年数 (年)	②工事費 (千円)	③年工事費 ②/① (千円)	備考
			0 0 0 0 0 0	
整備事業小計Ⅰ		0	0	
推進事業に係る経費Ⅱ				
その他(設計書、工事雑費)Ⅲ				
合計(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)		0	0	0
		②' 工事費計	③' 年工事費計	
総合耐用年数=②' / ③' =		#DIV/0!	年	

(3) 廃用損失額

名 称	損失額(千円)
合 計	0

(4) 投資効果の総括

区 分	
①総事業費	0 千円
うち整備事業に係るもの	0 千円
うち推進事業に係るもの	0 千円
②年総効果額	#REF! 千円/年
(増設の場合又は同時に他事業等(自力施行含む。)と一体的に施行する場合の補正)	千円/年(本事業の総事業費) 本事業の総事業費/(本事業の総事業費 +既存施設の残存価格)
③総合耐用年数	#DIV/0! 年
④還元率	#DIV/0!
⑤妥当投資額	
②/④	#REF! 千円
⑥廃用損失額	0 千円
⑦投資効率 (⑤-⑥)/①	#REF!

割引率	0.04
-----	------